



町制施行70周年記念事業 「恵みめぐる まつさき生活応援商品券」配布

町制施行70周年を記念するとともに、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた皆さんの生活を支援するため、町内の店舗で使うことができる「恵みめぐる まつさき生活応援商品券」を配布します。商品券は、9月上旬以降、世帯ごとに郵送します。

▼金額 1人当たり2000円
(500円×4枚)

▼使用期限 令和8年1月31日(土)

※期限を過ぎると使用できません。

期限内に使用してください。

▼対象 令和7年3月31日(月)時点で松前町の住民基本台帳に記録されている人

▼その他 商品券取扱店舗に登録された町内の店舗でのみ使用できます。その他の注意事項は商品券と同封のチラシまたは下のQRコードから確認してください。

問 まつさき生活応援商品券事務局
☎ 903-9000

読まなくなった漫画本のリユースを 漫画本を募集します

10月25日(土)・26日(日)に開催する「まさきエンタメフェスタ2025」の中の「まながの森」で利用する漫画本を募集します。集まった本は、当日、子どもたちに読んでもらったり、持って帰ってもらったりする予定です。

▼募集期間 10月24日(金)～26日(日) 10時～17時

▼場所 文化センター3階

▼受付条件

- ・少年まんが・少女まんが・青年まんがなどジャンル不問
- ・汚れや破れがひどくないもの
- ・子どもにふさわしくない内容を含まないもの
- ・雑誌(週刊誌・月刊誌)、成人向け作品は不可

▼その他 5冊以上持ってきた人には特典があります。※1人1回限り、先着100人

問 まさきエンタメフェスタ実行委員会(担当・太宰)

☎ 090-2820-6659
メール dm198512@gmail.com



第2回たわわフェスタ 「今宵、月灯の下で乾杯しませんか？」

まさきでビアガーデン 月灯 - tukiakari -

年間5回の開催となる「たわわフェスタ」は毎回サブテーマを掲げ、テーマに沿ったグルメや特産品を販売します。第2回目のサブテーマは「まさきでビアガーデン 月灯 -tukiakari-」となっており、お酒が進む店舗が集まります。

この日だけの特別なコンセプトは「手を取り 光をつなぐナイトフェス」。

子どもも安心して楽しめるLEDランタン作り体験や、リクエスト曲をその場で演奏してくれるアコースティックライブ! 星空フォトブースや参加者が一緒になって造りあげる「まさきの夜空」もお楽しみに!

▶開催案内

9月20日(土) 16時～20時 まさきでビアガーデン 月灯 -tukiakari-

▶開催場所 まさき村前駐車場(エミフル MASAKI 敷地内)



【今後の開催予定】

第3回 11月8日(土) 10時～15時 まさき VS まつまえ 北海道フェア in MASAKI

第4回 令和8年1月17日(土) 10時～15時 まさきの珍味は日本一&粉もんといもたき祭

第5回 令和8年3月14日(土) 10時～15時 ネギー本焼き まさきでカルソツツ祭

問 (一社) 愛媛まさき町観光物産協会 ☎ 989-9880

夜間や休日にお子さんの具合が悪くなったら 子どもの救急

夜間や休日にお子さんが「急に熱が出た」「けがをした」などの時にどうしたらいいか悩むことはありませんか。そんな時は、まずは慌てずにお子さんの様子を観察しましょう。普段と様子が違う場合は病院を受診しましょう。

また、どうしたらいいか悩む時は、判断の助けとなる①小児救急医療電話相談と②子どもの救急ガイドブック「かかりつけ医がお休みの時に」の活用しましょう。

①小児救急医療電話相談

夜間に突然お子さんの具合が悪くなった時に、看護師や医師などが家庭での応急処置の方法などについてアドバイスしてくれます。

▼短縮ダイヤル(固定電話ブッシュ回線・携帯電話) #8000

▼ダイヤル回線 913-2777

利用できる時間

(平日) 18時～翌朝8時まで

(土曜) 13時～翌朝8時まで
(日・祝) 8時～翌朝8時まで
※年末年始(12月29日～1月3日)は8時～翌朝8時まで

②子どもの救急ガイドブック

「かかりつけ医がお休みの時に」お子さんが生まれたときに渡しているパンフレットです。生後1か月～6歳くらいのお子さんを対象に、休日や夜間の急病やけが、誤飲した時にどうしたらいいのかなどの目安を示しています。

日ごろからお子さんの様子をよく見ている保護者が理解者です。これらの2つは緊急時の判断の助けになります。最終的な判断は保護者が行ってください。

昼間に起こった症状は、その日の診療時間内に「かかりつけ医」に診てもらいましょう。

問 子育て支援課 子ども家庭センター係

☎ 985-4189



9月10日～16日は自殺予防週間 一人で悩まないで相談しましょう



ストレスの多い現代社会では、誰もが「こころの健康」を損なう危険性があります。自殺は特別なことではなく、私たち一人ひとりにとって身近な問題です。

【町の相談窓口】

「こころの健康相談」(22ページ参照)「よろず相談」を実施しています。お気軽にご相談ください。

問 健康課健康増進係

☎ 985-4118



【県の相談窓口】

▼「こころといのちのほっとダイヤル(通話料無料)」

☎ 0120-1188-556

●相談時間 平日の17時～翌朝9時(※土・日曜日、祝日は24時間)

▼「こころといのちのライン相談」

右のQRコードからLINEの友だち追加をすると、メッセージ機能で相談できます。

●相談時間 水・木・日曜日の18時～22時(受け付けは21時30分まで)

ぐんつと植樹祭えひめ

木製地球儀の巡回展示が始まります



令和8年春に愛媛県で開催される「第76回全国植樹祭えひめ2026」を県内全市町でPRするため、大会シンボルである「木製地球儀」の市町巡回展示、巡回植樹を行う「ぐんつと植樹祭えひめ」が実施されています。

この地球儀は、8カ月かけて県内市町を巡ります。松前町では、次の日程で木製地球儀が引き渡されます。

▼引き渡し式日時 10月25日(土)

エミフルMASAKIグリーンコート

▼展示期間 10月27日(月)～11月5日(水)

▼展示場所 役場1階ロビー

※詳細が決まったら、県または町のホームページでお知らせします。

問 産業課農業水産振興係

☎ 985-4119

安心して利用してください

ジェネリック医薬品 (ジェネリック)

Q & A

問 保険課医療保険係
☎ 985-4107

ジェネリックは、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。町は、皆さんの薬代の負担や国保から支払われる費用を抑えるため、低価格のジェネリックの利用を促進しています。

Q 先発医薬品とジェネリックは同じもの？

A 有効成分や効能は同じですが、薬の形状、色、味や添加物などが違います。中には飲みやすく改良しているものもあります。

Q どのくらい安くなるの？

A 先発医薬品と比べて5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあります。

Q 安いけれど、効き目や安全性は大丈夫？

A ジェネリックの効き目や安全性は十分に確認され、厚生労働省の承認を得て製造・販売しています。

Q どうしたら処方してもらえるの？

A 医師に相談し、処方箋が出たら調剤薬局でジェネリックを希望していることを伝えてください。医師に伝えにくい場合は、ジェネリック希望シールを保険証やお薬手帳に貼る方法もあります。シールが必要な人は保険課窓口までお越しください。

※ ジェネリックの使用は強制ではありませんし、ジェネリックがない薬もあります。お手元の薬がジェネリックかどうか知りたい場合は、医師や薬剤師に聞か、右のQRコードで確認を。



ペアレント・メンターCafeを開催します

発達障がいのある子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者によるグループ相談会を開催します。

●ペアレント・メンターって？

発達障がいのある子どもの子育ての経験を生かして、同じような子どもを持つ親に対し、悩みを聞いて共感したり、情報提供を行ったりします。



▼日時 9月24日(水)10時～12時

▼場所 北公民館1階和室

▼対象 発達障がい(疑い含む)のある子どもの親

▼内容 子育ての疑問や悩みに対する相談と情報提供

▼定員 5人

▼費用 無料

▼申込方法 電話申し込み

▼締め切り 9月17日(水)

▼申込先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112

精神障がい者の家族対象 家族懇談会に参加しませんか

松前町と伊予市が合同で「家族懇談会」を行います。精神障がいについて学んだり、お互いの体験を伝え合い、気持ちを共有したりすることが出来ます。

▼日時 ①9月5日(金) ②11月20日(木) ③令和8年2月19日(木)

いずれも13時30分～15時

▼場所 ①・③伊予市総合保健福祉センター(伊予市尾崎3番地1)、

②松前町総合福祉センター

※参加を希望する場合は、3日前までにお問い合わせをください。



問 健康課健康増進係

☎ 985-4118

9月20日～26日は動物愛護週間 動物と楽しく暮らすために



動物は、私たちの生活を様々な形で豊かにしてくれる、かけがえのない存在です。一方で飼い主には、動物が健康で快適に暮らせるように、また社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにしていく責任があります。この機会に、動物との暮らし方を考えてみましょう。

▼犬を飼い始めたら：

①登録 30日以内に登録をして鑑札の交付を受けましょう。マイクロチップが挿入された犬の場合は、環境大臣指定登録機関に登録すると、マイ

クロチップが鑑札とみなされます。

②狂犬病予防注射 4月の集合注射などを利用して、毎年受けましょう。

▼飼い主のいない猫との付き合い方
ただ餌を与えるのではなく、飼う猫として迎え、責任を持って不妊去勢手術を行い、屋内で飼育しましょう。飼うのが困難な場合は、不妊去勢手術やふん尿の始末などを行い、地域の協力・理解を得て、地域猫として責任を持って世話をしていきましょう。

問 町民課生活環境係

☎ 985-4117

犬を飼うときは

鳴き声に気を付けましょう
必要以上にほえる場合は、その原因から対処することが大切です。毎日の散歩で運動不足によるストレスを防ぎましょう。また、散歩時にはリードを短く持ち、ふん尿の始末もきちんとしましょう。



室内で飼いましょう
猫は環境を整えれば室内でストレスなく過ごせます。交通事故、感染症や猫同士のけんかによるけがなどから守ることもなります。また、過剰繁殖を防ぐため、不妊去勢手術をしましょう。



猫を飼うときは

年金生活者支援給付金の請求手続きを

年金生活者支援給付金は、年金などの収入やその他の所得が一定基準額以下の人へ、年金に上乗せして支給されるものです。新たに給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。

▼対象者

①老齢基礎年金を受給し、次の全てを満たす方
・65歳以上の人
・同一世帯の全員が市町村民税非課税の人
・前年の年金などの収入金額とその他の所得との合計額が約90万円以下の人

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が約47.9万円

円以下の人

▼請求方法 対象者には、日本年金機構から「年金生活者支援給付金請求書」(はがき型)が9月初旬から順次届きます。必要事項を記入して、返送してください。

※日本年金機構や厚生労働省から電話で家族構成や金融機関の口座番号などを尋ねることはありません。不審な電話に注意してください。

●給付金専用ダイヤル

☎ 0570-05-4092

問 松山西年金事務所(ナビダイヤル)

☎ 925-5105

町民課住民係

☎ 985-4106

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物を表示・設置する場合は、町の許可が必要です。しかし、現在無許可で表示・設置している物が町内に多くあります。

無許可で表示・設置をすると、30万円以下の罰金に処される場合があります。必ず申請をしましょう。

▼屋外広告物とは

・看板、立看板、張り紙や張り札
・広告塔、広告板や建物などに表示されたものなど

▼申請方法 まずは担当係へ相談してください。

問 まちづくり課都市デザイン係

☎ 985-4124

開発許可の権限が松前町に移ります

令和7年10月1日から、都市計画法に基づく開発許可に関する権限の一部が、愛媛県から松前町へ移譲されます。

これにより、都市計画法第29条に基づく開発許可及び第43条に基づく建築許可などについて、松前町が直接審査・許可を行います。なお、開発許可の基準自体は、これ

までどおり「愛媛県開発許可制度の手引き」と同じ基準で審査をします。「審査・許可を行う主体」が愛媛県から松前町に移るもので、判断基準は従来と同じです。10月1日以降に許可が予定される案件は、担当係へ相談してください。

問 まちづくり課都市デザイン係

☎ 985-4124

ブロック塀の安全対策費を助成します

地震でブロック塀が倒壊すると死傷者が出る恐れだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性もあります。そのような事態を防ぐため、避難路に面したブロック塀などの安全対策工事を実施する場合は、その費用の一部を補助します。希望する場合は、必ず工事を行う前に担当係へ相談してください。

となるもの

※令和8年2月28日(土)までに工事を完了できるものに限り

▼対象者 ブロック塀などがある土地の所有者など

▼受付期間 令和8年1月30日(金)まで ※予算の範囲内で先着順



▼対象物 次の全てを満たすもの
・点検チェックポイントにより安全対策が必要と判断されたもの
・避難路に面するもの
・建て替える場合は、安全な構造

問 まちづくり課都市デザイン係

☎ 985-4136

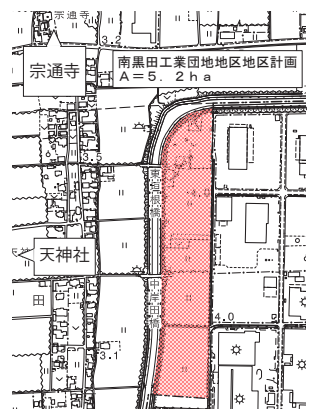
該当地区内の土地の所有者などの利害関係者と住民が対象

松山広域都市計画の変更に係る案の縦覧開始

松前町では、南黒田地区の一部において良好なまちづくりのため、地区計画の都市計画決定手続きを進めており、これに係る案の縦覧を実施します。なお、意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

▼日時 9月5日(金)～19日(金) 8時30分～17時15分

▼場所 まちづくり課



問 まちづくり課都市デザイン係

☎ 985-4124

9月10日は「下水道の日」です



下水道の日は、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

▼松前町の下水道

平成14年から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。

下水道が整備された区域の人は、下水道への接続をお願いします。

▼下水道の役割

①さわやかな生活ができる
トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。

②まちがきれいになる
家庭などから出る汚水が下水管に流れ、まちを清潔にします。

③川や海がきれいになる

汚水が川や海などに直接流れないため水質が保たれ、豊かな自然が守られます。

▼下水道を利用する皆さんへ
公共下水道に汚水を流す場合は使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。

問 上下水道課業務係

☎ 985-4126

防災体制の確立・強化

町総合防災訓練を行います

高知沖が震源の南海トラフ地震が発生し、愛媛県瀬戸内海沿岸部で津波警報の発表を想定した総合防災訓練を実施します。当日9時に訓練情報を町内放送します。本当地震と間違えないようにしてください。

▼日時 9月7日(日)9時～11時

▼場所 北伊予小学校、各指定避難所(松前校区、岡田校区)

▼訓練の内容 避難訓練、避難所開設・運営訓練(ペット同行避難)、炊き出し訓練、劇場型訓練など

問 危機管理課危機管理係
☎989-5103



秋の全国交通安全運動期間

「つける」「見つける」「反射材とライトで安全確保

9月21日(日)～30日(火)は、秋の全国交通安全運動期間です。愛媛県のスローガンは「夕暮れに 歩行者を照らす 照(しょう)time」です。この機会に一人一人がより一層交通安全を心掛け、交通死亡事故ゼロを目指しましょう。

●全国の重点目標

- ・歩行者の安全な道路横断方法などの実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用促進
- ・ながらスマホや飲酒運転などの根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

とヘルメットの着用促進

●愛媛県の重点目標

「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けた交通事故の防止対策の推進



【おたたさんで交通安全屋】

秋の全国交通安全運動期間に合わせ、「おたたさんで交通安全屋」を開催します。

▼日時 9月23日(火・祝)13時～

※伊予高等学校の文化祭の中で開催

▼場所 伊予高等学校

▼内容 交通安全啓発グッズの配布 ※なくなり次第終了します。

問 危機管理課危機管理係

☎989-5103

全世帯を対象に国勢調査を行います

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人に回答の義務がある大切な調査です。

9月下旬から、調査員が皆さんの自宅を訪問し、調査書類を配布します。不在の場合は郵便受けに配布します。回答は、スマホやパソコンから、かんたん便利なインターネットでお願ひします(郵送も可能です)。

調査結果は、子育て支援や防災計画など、国や地方公共団体の施策立案に役立てられます。他にも、

企業が地域の需要予測や店舗展開に利用したり、社会学や経済学などの様々な学問分野で活用されるなど、国民生活に広く役立てられます。

回答いただいた内容は、統計の作成以外の目的に使用されることはありません。

問 財政課統計電算係

☎985-4101